

平成22年3月31日

訓令甲第20号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 高度情報化推進のための体制（第4条～第14条）

第3章 情報システムの適正な利用（第15条～第19条）

第4章 情報セキュリティの確保（第20条～第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、本市の事務の高度な情報化の推進（以下「高度情報化推進」という。）を図るため、情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、ソフトウェア、記録媒体及びネットワーク（電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための設備をいう。）の集合体であつて、情報の処理を一体的に行うよう構成されたものをいう。
- (2) 電子情報 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録された情報のうち、電子計算機で取り扱うものをいう。
- (3) 入出力帳票 電子計算機に入力するための情報（既に入力された情報の編集、加工、修正、更新、検索又は消去を行うための情報を含む。）が記録された帳票及び電子計

算機から出力される帳票をいう。

(4) 情報資産 情報システム、電子情報、入出力帳票並びに情報システムに係る設計書、仕様書その他情報システムの企画、調達、開発、運用、管理及び評価を行うために必要な書類をいう。

(5) 情報セキュリティ 情報資産が次のいずれにも該当する状態(機密を要しない情報資産にあつては、イ及びウのいずれにも該当する状態)をいう。

ア 機密が保持されている状態

イ 破壊、改ざん、不正な消去その他の事故のない状態

ウ 必要があるときに利用することができる状態

(6) 課等 次に掲げる組織をいう。

ア 京都市事務分掌規則第1条第1項に規定する課(同項に規定する課を置かない室を含む。)及びセンター

イ 区役所及び区役所支所の室及び課

ウ 区役所出張所

エ 会計室

オ 京都市事業所の長等専決規程別表第1第1類の項に掲げる事業所に置かれている課(課を置かない室を含む。)及びセンター等並びに美術館、歴史資料館、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、南部クリーンセンター及び子育て支援総合センターこどもみらい館

カ 京都市事業所の長等専決規程別表第1第2類の項及び第3類の項に掲げる事業所(福祉事務所を除く。)

キ 福祉事務所に置かれている室及び課

(7) 課長等 課等の長(課を置かない室、美術館、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場及び元離宮二条城事務所にあつては副室長又は庶務を担当する課長若しくは担当課長、南部クリーンセンター、子育て支援総合センターこどもみらい館及び東京事務所にあつては庶務を担当する次長、歴史資料館及び第二児童福祉センターにあつては次長、桃陽病院にあつては事務長)をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、情報システムを利用するに当たっては、法令を遵守するとともに、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

第2章 高度情報化推進のための体制

(会議の開催)

第4条 主管副市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市事務分掌条例第1条に規定する局長その他の本市関係職員を招集して、高度情報化推進のための会議を開催するものとする。

- (1) 本市の事務の高度情報化推進に係る計画を策定する必要があるとき。
- (2) 情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保について、総合的な調整を行う必要があるとき。
- (3) その他高度情報化推進に関し、主管副市長が必要であると認めるとき。

(最高高度情報化推進責任者)

第5条 本市に、最高高度情報化推進責任者（以下「最高推進責任者」という。）を置く。

2 最高推進責任者は、総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長をもって充てる。

3 最高推進責任者は、本市の事務の高度情報化推進に係る事務（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 本市の事務の高度情報化推進に係る計画の企画（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情報システムの適正な利用に関すること。

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 本市に、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長をもって充てる。

3 最高情報セキュリティ責任者は、本市の情報セキュリティの確保に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 情報セキュリティの確保に係る計画の企画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情報セキュリティの確保に関すること。

(情報セキュリティ監理者)

第7条 本市に、情報セキュリティ監理者（以下「監理者」という。）を置く。

2 監理者は、監察監（監察監が置かれていないときは、市長があらかじめ定める職員）をもって充てる。

3 監理者は、情報セキュリティを確保するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）の推進の状況を継続的に監理し、必要があると認めるときは、最高情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じるよう勧告する。

（高度情報化推進統括者）

第8条 本市に、最高推進責任者を補佐するため、高度情報化推進統括者（以下「推進統括者」という。）を置く。

2 推進統括者は、総合企画局デジタル化戦略推進室長をもって充てる。

3 推進統括者は、最高推進責任者の命を受け、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 高度情報化推進に係る施策及び意見の調整並びに当該施策の実施に関すること（情報セキュリティの確保に係るものを除く。）。)

(2) 情報システムの適正な利用に関すること。

（情報セキュリティ統括者）

第9条 本市に、最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

2 情報セキュリティ統括者は、総合企画局デジタル化戦略推進室長をもって充てる。

3 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

（情報セキュリティ管理責任者）

第10条 本市に、情報セキュリティ統括者を補佐するため、情報セキュリティ管理責任者を置く。

2 情報セキュリティ管理責任者は、総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進課長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ統括者の命を受け、情報セキュリティの確保に関する事務を掌理する。

（情報システム管理者）

第11条 情報システムの構築及び運用に係る業務を主管する課等（以下「主管課」という。）に情報システム管理者を置く。

2 情報システム管理者は、主管課の課長等をもって充てる。

3 情報システム管理者は、主管する情報システムの安定的な運用及び管理に努め、情報

セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

(情報セキュリティ管理者)

第12条 課等に情報セキュリティ管理者を置く。

- 2 情報セキュリティ管理者は、課長等をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、これに必要な措置を講じるとともに、所属職員を指導しなければならない。

(緊急時即応体制)

第13条 情報セキュリティ統括者は、本市が保有する情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態（以下「事故の発生等」という。）に迅速かつ適切に対応するため、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 事故の発生等に際し、被害を最小限にとどめ、又は未然に防止するために必要な措置を講じること。
 - (2) 情報セキュリティ対策に係る他の局等その他関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- 2 次に掲げる者は、情報セキュリティ統括者の指揮に従い、前項各号に掲げる事務に従事する。
- (1) 情報セキュリティ管理責任者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、情報セキュリティ統括者が指名する総合企画局デジタル化戦略推進室に属する職員

第3章 情報システムの適正な利用

(情報システム利用指針の策定)

第14条 最高推進責任者は、情報システムを効果的かつ効率的に利用するため、次に掲げる事項に係る指針（以下「情報システム利用指針」という。）を策定しなければならない。

- (1) 市民の利便性の向上、事務処理の簡素化及び経費の節減に関すること。
- (2) 情報システムの仕様書の作成、開発費の積算及び調達方法に関すること。
- (3) その他情報システムの適正な利用に関すること。

(情報システムの企画、契約及び構築に係る審査等)

第15条 課長等は、当該課等が所管する業務に係る情報システムの開発をしようとする

ときは、情報システムを効果的かつ効率的に利用するため、次に掲げる各段階において、別に定める日までに、推進統括者の審査を受けなければならない。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に掲げる場合又は別に定める場合については、この限りでない。

- (1) 情報システムの開発に係る企画
- (2) 情報システムの開発に係る契約
- (3) 情報システムの構築

2 推進統括者は、必要があると認めるときは、課長等に対し、情報システムの構築の進行状況について報告を求めることができる。

3 前2項の規定は、情報システム管理者が、主管する情報システムについて、改修、仕様又は構成の変更その他の別に定める変更（以下「改修等」という。）をしようとする場合について準用する。

（推進統括者の指導等）

第16条 推進統括者は、前条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の審査の結果、その開発又は改修等が情報システム利用指針に照らして適当でないとき、情報システム管理者及び課長等に対し、情報システムを適正に利用するために必要な指導又は助言を行うものとする。

2 情報システム管理者及び課長等は、前項の指導又は助言を受けたときは、情報システムの見直しその他の必要な措置を採るよう努めなければならない。

（情報システムの運用等に係る報告）

第17条 推進統括者は、必要があると認めるときは、情報システム管理者に対し、情報システムの運用及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 情報システム管理者は、情報システム利用指針に基づき、主管する情報システムの適正性について評価を行うとともに、その結果を推進統括者に報告しなければならない。

3 推進統括者は、項の報告を取りまとめ、これに意見を付して、最高推進責任者に報告しなければならない。

（協議の要請）

第18条 最高推進責任者は、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局若しくは固定資産評価審査委員会事務室の長又は教育長（以下「消防局長等」という。）に対し、その所管す

る業務に係る情報システムの開発及び改修等をしようとするときは、あらかじめ協議することを要請するものとする。

第4章 情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第19条 最高情報セキュリティ責任者は、本市の保有する情報資産を適切に管理し、事故を防止するため、電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を策定しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者（以下「情報セキュリティ管理者等」という。）は、事故が発生したときは、直ちにその状況を調査するとともに、その事故の内容を情報セキュリティ管理責任者に報告しなければならない。

2 情報セキュリティ管理責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ管理者等に対し、必要な指示をするとともに、直ちに情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。

3 情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けたときは、軽易な事故を除き、直ちに最高情報セキュリティ責任者及び監理者に報告しなければならない。

4 最高情報セキュリティ責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ統括者に対し、事故の再発を防止するために必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

(実施状況の監査)

第21条 情報セキュリティ統括者は、課等における情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に監査を行わなければならない。

2 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者に対し、前項の監査の結果を報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策基準の見直し)

第22条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準の見直しを行わなければならない。

(措置の要請)

第23条 最高情報セキュリティ責任者は、消防局長等に対し、情報セキュリティを確保

するために必要な措置を講じることを要請するものとする。

第5章 雑則

(補則)

第24条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日訓令甲第4号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日訓令甲第15号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令甲第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令甲第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日訓令甲第4号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令甲第17号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令甲第17号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令甲第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年10月14日訓令甲第2号)

この訓令は、平成28年10月17日から施行する。

附 則 (平成29年5月2日訓令甲第1号)

この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令甲第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令甲第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令甲第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令甲第16号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月3日訓令甲第5号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令甲第8号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日訓令甲第11号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程第16条第1項各号に掲げる段階にある情報システムの開発で、この訓令の施行の際現に同項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による審査を受けているものに係る当該段階にある間における審査については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日訓令甲第21号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令甲第15号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行する。